



Title	日本古代における暦法の研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	吉田, 拓矢
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15057号
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/85415
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Takuya_Yoshida_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 吉田 拓矢

学位論文題名

日本古代における暦法の研究

〔本論文の観点と方法〕

本論文は、暦を作成するための規則及び計算式である暦法の内容、及びその運用の実態を通して、7世紀末から12世紀中頃にかけての日本で施行された暦の実相、さらには、高度な専門知識や技術を要する暦の作成に当たった人々のあり方、古代の国家統治における暦の施行の意義について解明することを目指したものである。

具体的には、当時の暦法を論文執筆者が自らの手で改めて計算し直して、日本古代において用いられた暦の正確な内容を把握し、その結果を踏まえて、律令制施行期に暦の作成に当たった暦博士の技術水準、暦に基づく朝廷の政務の運用、平安時代における造暦のあり方の変容について検証している。

〔本論文の内容〕

序章「暦法と日本古代史研究」では、日本古代史、及び天文学の分野における、暦に関する研究史を概観し、従来の研究では暦法の扱い方や計算に不正確な面があるという問題点を指摘した上で、本論文の研究の視角と構成を提示する。

第一章「日本古代における暦法の施行と運用」では、律令制を施行してから9世紀中頃までの期間を対象として、暦法が採用された経緯と、暦日の計算を検証する。当時の日本では、中国で編纂された元嘉暦・儀鳳暦・大衍暦・五紀暦・宣明暦という5種類の暦法が順次施行されていたが、中国では暦法と天体運行との乖離が著しくなるとその誤差を正すために新暦法の編纂がなされたのに対し、日本では、正確な暦日の施行よりも先例に基づく儀式の実施を優先し、長期間施行された暦法を尊重する傾向にあったことを指摘する。

第二章「日本古代における日蝕予報」では、凶兆と見做され当日は朝廷の政務が廃止された日蝕について、7世紀末から10世紀までの期間における予報の方法とその特徴を検証し、日蝕の予報を行っていた暦博士の技術水準の解明を試みる。先行研究では、暦博士の技能が未熟で日蝕予報の的中率が低かったとされているが、暦博士は暦法を正確に計算する技能を習得しており、夜間に起きて実際には見ることでできない日蝕（夜蝕）も含めてすべての日蝕の出現を予報していたこと、夜蝕も含めた日蝕予報の的中率は唐代の中国と比較しても遜色ないほど精度が高く、先行研究で指摘されているほど低くはなかったことを明らかにする。

補論「日本古代における時刻制度と日月蝕」では、古代の日本に併存していた48刻制・50刻制・100刻制という時刻の制度について、それぞれの内容と用途を示し、日蝕・月蝕の予報で用いられていた時刻の表記がどの制度に基づくものであったのかを考察する。48刻制は、1日を12時辰、1時辰を4刻に等分する時刻制度で、古代の日本で一般的に用いられたものである。50刻制は、1日12時辰を50刻に等分する時刻制度で、具注暦に記載されている日出・日入の時刻はこれに基づいている。100刻制は、1日12時辰を100刻に等分する時刻制度で、宣明暦で採用されているものである。以上の点を明らかにした上で、時刻が記された日月蝕の初見である貞観17年（875）以降において暦博士が算出した日月蝕予報の時刻は、当時施行されていた宣明暦の100刻制に基づくものであったこと、9世紀後半から10世紀中頃にかけての日月蝕予報では、100刻制で算出した時刻を50刻制に換算して記載したこと、10世紀末から11世紀の具注暦では、48刻制に換算して日月蝕の時刻を記載することも多かったこと、日月蝕予報における時刻の表記方法がこのよ

うに変化していった背景には、よりわかりやすく日月蝕予報を周知しようとする意図があったことを述べる。

第三章「日本古代における夜蝕」では、夜蝕の予報と廃務がどのようになされていたのかを明らかにし、中国とは異なる日本古代の日蝕廃務の特質について論じる。日本では7世紀末から10世紀初めまで夜蝕の予報と廃務を行っていたが、それは中国の模倣ではなく日本独自の日蝕への対応方法であったこと、元慶元年(877)に行われた博士達の議論では、夜蝕廃務は引き続き必要であると判断されたが、廃務は夜蝕が起きた翌日にするという天体運行とは一致しない方法をとるようになったこと、延喜18年(918)には、宣明暦を正確に計算できなかったために日蝕予報が倍増し、それに伴って日蝕廃務も倍増していたために夜蝕廃務が停止されたことを示した上で、8世紀に定められた儀制令の規定(日蝕の際には、官人は出勤して官司を守り、職務には従事せず、日蝕が終わったら退勤する)のうち、日蝕時に官人が出勤することは施行当初から行われておらず、当日の廃務のみが実施されていた可能性を指摘する。

第四章「九世紀中葉から十世紀にかけての造暦と争論」では、宣明暦を導入した9世紀中頃から10世紀中頃までの造暦と、それをめぐる暦博士と権暦博士との間の争論に焦点を当て、当時の暦道の様相を解明しようと試みる。諸道(陰陽道・天文道などの学問分野)では9世紀から10世紀にかけて門流が形成されていったとされるが、暦道では同族間でも暦家がそれぞれ異なる暦算を行うことがあり、氏ごとに家説が形成されておらず、個々の暦家が暦法を正確に計算することが志向されていたと述べる。このような傾向は10世紀になるとますます強まっていくが、それは朝廷における政務や儀式の定式化が進められていく中で誤りのない暦が必要とされたことと関係があると論及する。

第五章「暦道と宿曜師による造暦 — 十世紀中葉から十一世紀中葉にかけての暦から — 」では、10世紀中頃から11世紀中頃までの時期において、暦博士の他に宿曜師にも造暦の宣旨が下されたことの理由と、賀茂氏が暦博士の地位を独占していく過程について考察する。宿曜師が造暦に加わったのは、暦博士が相次いで死去するなど造暦が滞る事態が生じた中で、暦に関する知識を持つ宿曜師を活用して造暦を維持するためであったことを指摘し、陰陽道が盛行して暦や天文に対する貴族達の興味が高まっていたこの時期には、より優れた暦を求めて貴族達が暦家の技能の優劣を評価するようになり、宿曜師証昭との度重なる争論に勝利した暦博士賀茂道平を関白藤原頼通が優れた暦家と評価したことが、賀茂氏による暦道の掌握に繋がったと論じる。

第六章「暦家賀茂氏とその技能 — 十一世紀中葉から十二世紀中葉にかけての日月蝕予報から — 」では、11世紀中頃から12世紀中頃までの造暦における、暦博士と宿曜師・算博士との対立の様相、及び賀茂氏が暦博士の地位を独占したことの影響について述べる。暦博士は誤差がある点も含めて宣明暦を遵守する志向が強く、宣明暦を計算する技術は宿曜師・算博士に比べて暦博士が突出して優れていたこと、賀茂氏による暦博士の世襲化は、宣明暦の計算に習熟し日月蝕予報を補整し得るといって高度な暦算技能の維持を可能にしたことを指摘する。

終章「日本古代における暦法」では、各章の論考を通じて得られた結論として、暦法は中国を範として導入・施行したものであったが日本では暦を通じた君主による時間支配の理念(観象授時)が強くは意識されなかったこと、但し、暦そのものに対する為政者の意識が低かったわけではなく、朝廷における政務が恒例・定式化していく中で、精確な暦本、優秀な暦家を求めようとする姿勢は不変であったことを述べる。